

横浜市上矢部地区センター、横浜市上矢部地域ケアプラザ及び知的障害者通所更生施設であいの
光熱水費及び保守点検契約に伴う経費支出に関する覚書

戸塚区区民利用施設協会 横浜市上矢部地区センター、社会福祉法人であいの会 横浜市上矢部
地域ケアプラザ及び知的障害者通所更生施設であいは、協議のうえ、横浜市上矢部地区センター、
横浜市上矢部地域ケアプラザ及び知的障害者更生施設であいの光熱費及び保守点検委託に伴う経費
支出について取り決めを定め、この覚書を締結する。

平成14年4月1日

横浜市上矢部地区センター
横浜市上矢部地域ケアプラザ
知的障害者通所更生施設であい

(対象施設)

- 1 この覚書の対象となる施設は、次のとおりとする
横浜市戸塚区上矢部町2342
横浜市上矢部地区センター
横浜市上矢部地域ケアプラザ
知的障害者通所更生施設であい

(対象経費)

- 2 平成14年4月1日 福祉局障害施設課長、戸塚区地域振興課長及び戸塚区福祉保健課長の間
で締結された「横浜市上矢部地区センター、横浜市上矢部地域ケアプラザ及び知的障害者通所更
生施設であいの所有区分及び管理に関する覚書」の別表3の各項目（前記各項目までの全文を、
以下単に「別表3の各項目」と言う。）に係る経費を対象とする。

(事務局施設)

- 3 別表3の各項目について、同表に掲げる施設を事務局とする。
事務局施設は、各費目に関して、次の業務を行うものとする。
 - (1) 電気、ガス及び水道については、各施設負担分の料金を取りまとめ、全施設分の料金の
一括しての支払
 - (2) 保守点検の各項目については、委託業者との契約、各施設負担分の経費の取りまとめ、
全施設分の経費の一括しての支払

(経費負担割合)

- 4 別表3の各項目に関する各施設の経費負担は、各項目毎に全施設分の必要経費に各施設の同表
に掲げる経費負担割合を掛け合わせた金額とする。

(請求方法・支払い方法)

- 5 事務局施設から各施設への負担経費の請求方法及び各施設から事務局施設への負担経費の支払方法は別表のとおりとする。

別表 光熱水費及び保守点検委託に関する請求方法・支払方法

		請求方法	支払方法
光 熱 水 費	電気	当年8月、12月及び翌年4月の初めに事務局施設長名で各施設長あて請求	事務局施設から請求を受けた当月の末日までに、事務局施設の指定の口座に振込み
	ガス	当年8月、12月及び翌年4月の初めに事務局施設長名で各施設長あて請求	事務局施設から請求を受けた当月の末日までに、事務局施設の指定の口座に振込み
	水道	当年8月、12月及び翌年4月の初めに事務局施設長名で各施設長あて請求	事務局施設から請求を受けた当月の末日までに、事務局施設の指定の口座に振込み
保 守 点 検 委 託	清掃	業者から請求後事務局施設長名で各施設長あて請求	事務局施設から請求を受けた月の翌月末日までに、事務局施設口座に振り込み
	植栽保守		
	機械警備		
	配水管・クリストラップ清掃		
	エレベータ保守		
	自動ドア保守		
	消防設備保守		
	空調機自動制御点検		
	設備総合巡視点検		
	冷暖房機器関係保守		
	非常用自家発電設備保守		
	受水槽清掃及び 加圧ポンプ保守		
	自家用電気工作物		
	ボイラー及びパナール保守		
害虫駆除			
修 理	総合共有部分	業者から請求後事務局施設長名で各施設長あて請求	事務局施設から請求を受けた月の翌月末日までに、事務局施設口座に振込み

横浜市上矢部地区センター，横浜市上矢部地域ケアプラザ及び知的障害者通所更生施設であいの
所有区分及び管理に関する覚書

横浜市福祉局障害施設課，戸塚区地域振興課及び福祉保健課は，協議のうえ，横浜市上矢部地区センター，横浜市上矢部地域ケアプラザ，及び知的障害者通所更生施設であいの所有区分及び使用区分並びに施設の管理について，次のとおり協定を締結する。

平成14年4月 / 日

福祉局障害施設課長
戸塚区地域振興課長
戸塚区福祉保健課長

(対象施設)

1 この協定の対象となる施設は，次のとおりとする。

- (1) 所在地
横浜市戸塚区上矢部町2342
- (2) 敷地総面積
2,363.26㎡
- (3) 建物構造
鉄筋コンクリート造 5階建
- (4) 規模
延床総面積 3,748.12㎡
(内訳)

施設名	床面積 (㎡)	内訳 (㎡)		
		専用部分面積	部分共有部分面積	総合共有部分面積
地区センター	1,928.43	1,693.63	0.0	234.80
地域ケアプラザ	704.71	474.48	144.44	85.79
であい	1,114.98	750.72	228.49	135.77

(財産区分)

2 財産区分については，以下のとおりとする

- (1) 土地
全体市所有地は共有して所有することとし，1,660.24㎡を戸塚区財産及び703.02㎡を福祉局財産とする。
- (2) 建物
建物は区分所有することとし，横浜市上矢部地区センター1,928.43㎡を戸塚区地域振興課所管の戸塚区財産，横浜市上矢部地域ケアプラザ704.71㎡を戸塚区福祉保健課所管の戸塚区財産及び知的障害者通所更生施設であい1,114.98㎡を社会福祉法人であいの会所管の財産とする。
- (3) 財産に関する特記事項
行政財産の目的外使用については，指定の局又は区が行政財産の目的外使用の許可をすることとし，目的外使用にかかる使用料の納入がある場合には，許可をした局又は区がこれを受けるとする。

(施設管理)

3 施設の管理区分及び経費負担については、別表2のとおりとする。

ただし、共有部分の施設整備にかかる日常管理については、全施設の協力のもと、実施するものとする。

また、出入口の鍵の開閉については、各施設で鍵を管理し、最も早く出勤した者が鍵の解除を行い、一番最後に帰宅する者が戸締まりを行うこととする。(各施設で最後に帰宅する者は専有部分及び所管する共有部分の戸締まりを確認し、他の施設に先に帰宅する旨を伝えて帰ること。)

(その他)

4 この覚書に定めのない事項については、両者でその都度協議して定めるものとする。

別表1 建物の財産区分

	所管施設	階数	室名
専用部分	地区センター	3・4階	事務室・ホール・図書コーナー・プレイルーム・更衣室・グループ室・体育室・椅子庫・器具庫・音楽室・料理室・会議室・和室・娯楽コーナー・倉庫・トイレ 他
	地域ケアプラザ	1階	ボランティアコーナー・地域ケアルーム・デイルーム・休養コーナー浴室・脱衣室・給食室・多目的ホール・調理室・会議室・トイレ・倉庫 他
	であい	1・2階	喫茶コーナー・医務室・食堂・配膳室・生活訓練室・会議室・作業訓練室1・作業訓練室2・作業訓練室3・倉庫・トイレ 他
共有部分	部分共有 (地域ケアプラザ・であい)	1階	事務室・交流ホール・相談室・休憩室・更衣室・食品庫・前室・厨房 他
		2階	
	総合共有 (全施設)	1・2・3・4・R階	アプローチ広場・風除室・エレベーター・エレベーター機械室・電気機械室・空調機械室・階段・

別表2 管理区分

項目	管理主体	内容
日常管理		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
部分共有部分	ケアプラザ	ケアプラザで管理し、であいとケアプラザで経費負担を行う
総合共有部分	全施設	全施設で管理し、保守点検・修繕等については、事務局施設が各施設の事務をとりまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
敷地部分	全施設	全施設で管理し、保守点検・修繕等については、事務局施設

		が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
光熱水費	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
保守点検委託業務		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
部分共有部分	ケアプラザ	ケアプラザで管理し、経費負担を行う
総合共有部分 敷地部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
統括防火管理者	であい	他に各施設毎に防火管理者を置く
繕業務		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
部分共有部分	ケアプラザ	ケアプラザで管理し、であいとケアプラザで経費負担を行う
総合共有部分 敷地部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり

別表3 光熱水費及び保守点検委託に関する事務局施設・経費負担割合等

項目	事務局施設	経費負担割合 (%)			内容	
		センター	ケアプラザ	であい		
熱水	電気	地区センター	56	29	15	
	ガス	地区センター	33	60	7	
	水道	地区センター	71	27	2	
保守点検委託	清掃	地区センター	51	49	0	日常清掃 定期清掃 窓ガラス清掃 等 月1回 年6回
	植栽保守	地区センター	51	49	0	除草・剪定・刈り込み 随時
	機械警備	地区センター	51	49	0	
	排水管・グリストラップ清掃	ケアプラザ	51	49	0	排水管 グリストラップ・フィルター 年1回 年6回
	エレベーター保守	地区センター	51	49	0	エレベーター設備 月1回

	自動ドア保守	ケアプラザ	51	49	0		年4回
	消防設備保守	ケアプラザ	51	49	0	消火器具 誘導灯 非常警報設備(放送設備) 自動火災報知設備 ガス漏れ火災報知設備	年2回
	空調機自動制御点検	ケアプラザ	51	49	0	各部屋コントロールボックス点検	年2回
	設備総合巡視点検	地区センター	51	49	0		月1回
	冷暖房機器関係保守	地区センター	100	0	0	冷温水発生機点検整備(季節切替・夏冬) 冷却塔点検整備(シーズン中月1回)	年2回
	非常用自家発電設備保守	ケアプラザ	51	49	0	消化ポンプ用(停電用)電源	年2回
	受水槽清掃及び加圧ポンプ	地区センター	51	49	0	点検清掃 空調機保守点検(空調機・エアコン施設内機・ファイルユニット・全熱交換機等点検、フィルター清掃) 空調機械室内清掃	年1回 年6回 年2回
	自家用電気工作物	地区センター	51	49	0	受変電設備	月1回
	ボイラー及びパナール保守	ケアプラザ	0	100	0	点検清掃	年1回
	害虫駆除	ケアプラザ	*	*	*	実施場所に応じた契約額に基づいて、該当施設が負担する。	年2回
修繕	部分共有部分	であい	0	39	61	*特種事由が生じた時は、協議の上、経費負担割合を決める *共有部分にある専用機器等の修繕については、利用施設が経費負担する	
	総合共有部分 敷地部分	地区センター	58	16	26		